

家畜衛生とかけ

令和3年5月発行
北海道十勝家畜保健衛生所



ホームページアドレス：<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm>

目次

- 1 豚熱（CSF）およびアフリカ豚熱（ASF）について
- 2 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて
- 3 口蹄疫について
- 4 監視伝染病発生状況（令和3年1月～4月）
- 5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程（令和3年度）
- 6 定期報告書について
- 7 防疫演習について
- 8 病性鑑定材料の採取、送付の注意点
- 9 抗菌性物質残留事例の発生状況について（令和2年度）
- 10 死亡牛のBSE検査実施状況
- 11 着任者挨拶
- 12 令和3年度 十勝家畜保健衛生所 組織体制

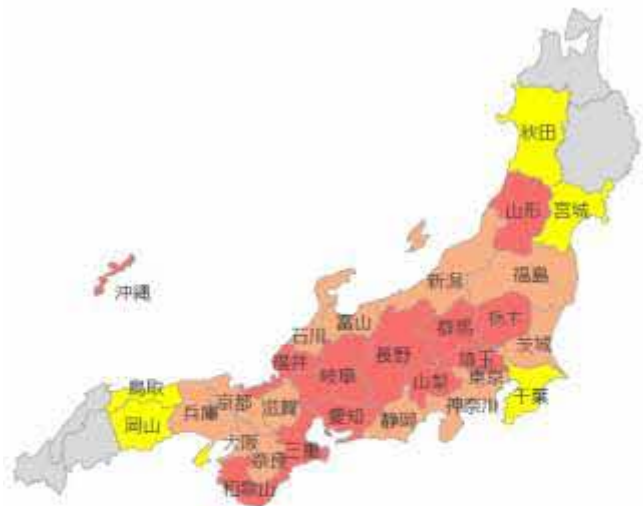


1 豚熱（CSF）およびアフリカ豚熱（ASF）について

【豚熱（CSF）について】

平成30年9月、岐阜県の養豚場において国内では26年ぶりに豚熱が発生し、これまでに12県68例が確認されています（最終発生：令和3年5月11日山梨県中央市）。また、野生いのししでの本病ウイルスが浸潤し、感染地域が拡大しており、豚及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。

また、豚熱のワクチンを接種した地域から豚や精液を導入することは制限がありますので注意してください。道内への侵入防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底をお願いします。



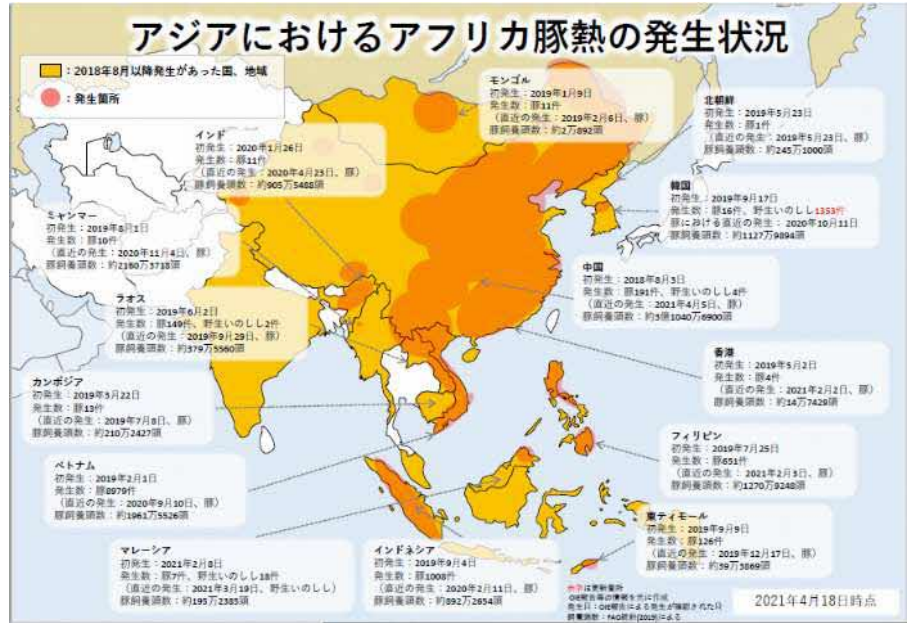
飼養豚熱発生県：赤色
【12県】（飼養頭数 1,736,970頭(全国の19.0%)）
野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色
【24都府県】（飼養頭数 2,983,690頭(全国の32.6%)）
飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色
【30都府県】（飼養頭数 4,362,090頭(全国の47.6%)）

【アフリカ豚熱（ASF）について】

アフリカ豚熱（ASF）は、ASF ウイルスが豚やいのししに引き起こす、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死性の高い伝染病です。

我が国は本病の清浄国ですが、アジアでは平成 30 年より継続発生しており、今年に入ってから新たに、マレーシアにおいて発生が確認されました。

また、旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工



製品等の一部で、遺伝子陽性事例が確認されており、うち4例から生きたウイルスが分離されました。感染力を持つウイルスが国内の空港まで到達しており、国内への侵入リスクは極めて高い状況です。海外からの畜産物を違法に持ち込んだ場合の罰金引き上げなど、対応を厳罰化していますが、外国人従業員が航空便で持ち込むことも考えられます。農場では、飼養衛生管理基準の遵守が豚への感染リスクの低減を図るためには極めて重要です。

＜旅客携行品の豚肉からの ASF 陽性事例数（R3.3.31 現在）＞

| 到着地 | 遺伝子陽性 | 到着地 | 遺伝子陽性 |
|-------|-------|------|-------|
| 新千歳空港 | 12 | 岡山空港 | 7 |
| 仙台空港 | 2 | 広島空港 | 2 |
| 羽田空港 | 12 | 福岡空港 | 2 |
| 成田空港 | 20 | 那覇空港 | 10 |
| 静岡空港 | 1 | 大阪港 | 1 |
| 中部空港 | 17 | 博多港 | 2 |
| 関西空港 | 7 | 計 | 95 |

【CSF・ASF の侵入を防ぐため、次のことを徹底しましょう】

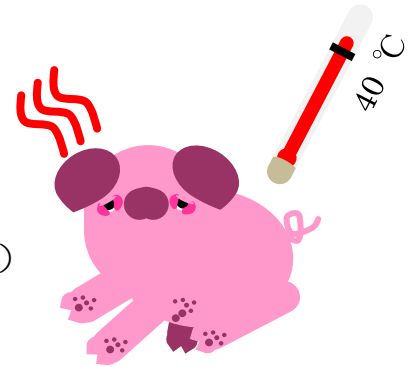
- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱（攪拌しながら 90℃で 60 分以上又はこれと同等以上の効果を有する方法）
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 農場への入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の確実な看視と異常豚の早期発見・通報
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底



【 CSF と ASF の特定症状 】

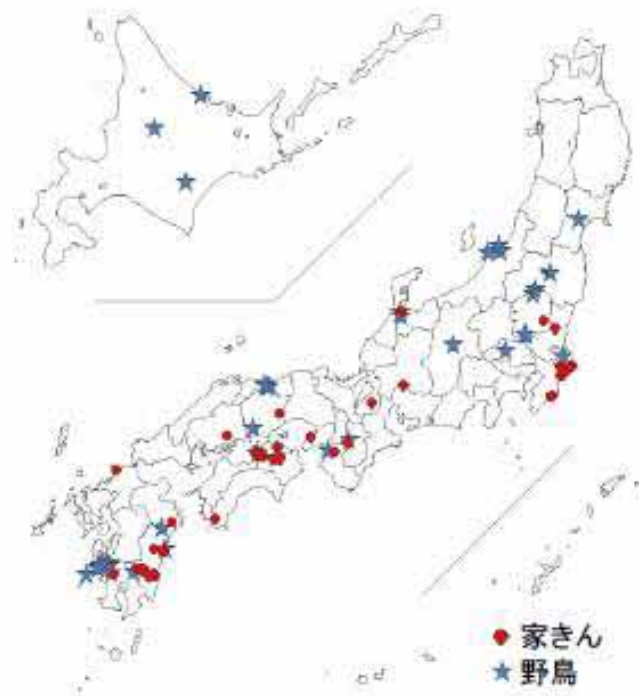
直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な特定症状が定められています。次の症状がみられた場合、立入検査を実施しますので、すぐに家保に連絡し、検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。

- 耳翼、下腹部、四肢等に**紫斑**がある
- 同一畜房内（又は畜舎）において、次の①～⑦のいずれかの症状を示す豚が、概ね**1週間程度の期間に増加**している
 - ① **発熱（40℃以上）**、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎（目やに）
 - ④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - ⑥ 流死産等の**異常産**の発生
 - ⑦ 皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一畜房内において、複数の豚が**突然死の増加**（概ね1週間程度）
- 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認される



2 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて

令和2年11月、香川県の家さん飼養農場において2年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生し、令和3年3月末時点で、18県で52例の発生が確認されています。また、全国の野鳥では18道県58例本病ウイルスが検出されており、今シーズンはウイルス量が多い状態といわれています。これらの事例はいずれもH5N8亜型ウイルスによるものであり、2019-20年シーズンにヨーロッパで流行したウイルスと相同性が高いため、渡り鳥と共に大陸を渡って我が国に侵入したと考えられています。



渡り鳥がいなくなっても、消毒の徹底や家きん舎の点検および破損部位の修繕など飼養衛生管理基準の遵守の再徹底をお願いします。また、いつもと違う様子の家きんを発見した場合は家保へ連絡をお願いします。

発生状況は下記の農林水産省ホームページをご覧ください
[\(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/\)](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/)

鳥インフルエンザの症状

写真出典：農研機構動物衛生研究部門

特に、以下の症状には要注意。

元気消失



肉冠の子アノーゼ



顔面の浮腫性腫脹



突然死



今シーズンのウイルスは、感染してから死亡するまでの期間が長い傾向があるため、**鶏の症状に注意を払う必要があります。**

必ずしも全ての症状がみられるわけではないことに注意！！

「いずれかの症状に当てはまる」
「何か異状がみられる」
「死亡羽数が増えている」

そんなときは、**最寄りの家畜保健衛生所等に要相談！！**

3 口蹄疫について

国内における口蹄疫の発生は、平成 22 年以降ありませんが、アジアの近隣諸国では依然として発生が続いています。今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認をしてください。家畜に本病を疑う症状を発見した場合には、家保への連絡をお願いします。



4 監視伝染病発生状況（令和 3 年 1 月～ 4 月）

※北海道は 1～3 月

| 法定伝染病 | 畜種 | 北海道※ | | 十勝 | | 発生市町村 |
|--------------------|-----|------|-----|----|----|--------------------------------------------------|
| | | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | |
| ヨーネ病 | 牛 | 74 | 211 | 37 | 83 | 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、清水町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、足寄町、陸別町、浦幌町 |
| 高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜） | あひる | 1 | 637 | 0 | 0 | |

※北海道は1～3月

| 届出伝染病 | 畜種 | 北海道※ | | 十勝（カッコ内はと畜場発生） | | |
|----------|----|------|-----|----------------|------------|-----------------------------------------|
| | | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 発生市町村 |
| 牛ウイルス性下痢 | 牛 | 16 | 35 | 8 | 15 | 音更町、上士幌町、清水町、足寄町、陸別町 |
| 牛伝染性鼻気管炎 | 牛 | 2 | 8 | 3 | 9 | 士幌町、清水町、大樹町 |
| 牛伝染性リンパ腫 | 牛 | 88 | 189 | 24 (2) | 63 (34) | 帯広市、芽室町、豊頃町、陸別町、士幌町、大樹町、本別町、清水町、池田町、足寄町 |
| 破傷風 | 牛 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| サルモネラ症 | 牛 | 16 | 80 | 5 | 14 | 音更町、士幌町、清水町、豊頃町 |
| ネオスポラ症 | 牛 | 0 | 0 | 1 | 2 | 陸別町 |
| 牛丘疹性口内炎 | 牛 | 1 | 2 | 0 | 0 | |
| 豚丹毒 | 豚 | 5 | 38 | 1 (1) | 5 (5) | 帯広市 |
| 馬鼻肺炎 | 馬 | 9 | 11 | 0 | 0 | |

5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程（令和3年度）

令和3年度に計画している検査は次のとおりです。

円滑な検査の実施について、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

| 事業名 | 対象市町村 | 対象家畜 | 実施予定時期 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|---------|
| 牛の ヨーネ病検査  | 大樹町 | 乳用牛・肉用牛 | 実施済（4月） |
| | 清水町 | 乳用牛 | 5・6月 |
| | 新得町 | 乳用牛 | 5・6月 |
| | 中札内村 | 乳用牛 | 6月 |
| | 芽室町 | 乳用牛 | 7月 |
| | 更別村 | 乳用牛 | 7月 |
| | 浦幌町 | 乳用牛 | 9月 |
| | 幕別町（幕別地区） | 乳用牛・肉用牛 | 9・10月 |
| | 広尾町 | 肉用牛 | 11月 |
| | 音更町 | 乳用牛 | 11・12月 |
| | 足寄町 | 肉用牛 | 11・12月 |
| | 池田町 | 乳用牛 | 令和4年1月 |
| | 幕別町（忠類地区） | 肉用牛 | 令和4年2月 |
| 蜜蜂の 腐蛆病検査  | 十勝管内全域 | 蜜蜂 | 8月 |

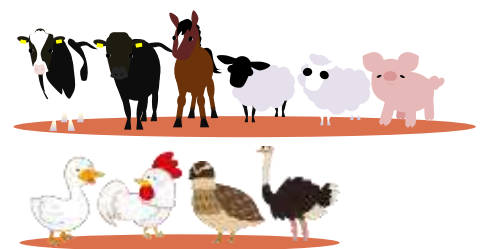
【牛のブルセラ症及び結核の検査】

今年度から清浄性維持サーベイランスに移行しています。予防事業では輸入牛（令和元年12月1日以前に海外から輸入し、生存している牛）を対象に検査を実施し、該当する市町村には通知済みです。

6 定期報告書について

家畜・家きんを飼養している所有者は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭数など農場の状況を記載した定期報告書を提出する必要があります。また、**定期報告書の様式等が変更**になっています。

| 報告対象※ | 期日 |
|----------------------------------|-----------------|
| 牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし | 毎年 4月15日 |
| 家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう） | 毎年 6月15日 |



※ 愛玩用（ペット）も報告対象

定期報告書の内容

■ 定期報告書

飼養衛生管理者の記載欄が追加

■ 定期報告書の添付書類

衛生管理区域、消毒設備の設置箇所等を記載した平面図
埋却地の情報、衛生管理マニュアル等

■ 自己点検表

衛生管理マニュアル（一例）



7 防疫演習について

新年度を迎え、十勝総合振興局各部局での海外悪性伝染病の管内への侵入防止対策に関する情報共有や連携を図るため、4月12日（月）十勝総合振興局3階講堂にて、『海外悪性伝染病防疫措置に係る学習会』を開催しました。防疫に係るリーダー、サブリーダーを参集し、50名が出席し、実際に口蹄疫や鳥インフルエンザが発生した場合に備えて必要な防疫作業・手順・導線を確認することにより、防疫体制への意識向上や連携強化を行うことができました。なお、開催にあたり、手指のアルコール消毒、マスクの着用、体温測定、密にならない配置、換気など新型コロナウイルス感染拡大防止対策も実施しています。



学習会の様子

昨年度実施予定だった十勝管内家畜伝染病防疫演習（高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した集合施設及び農場テントの設置・運営等）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となり、市町村別防疫演習も実施できておりませんが、管内の防疫体制の強化・維持のためにも、今後の情勢を踏まえながら開催方法等を検討していきます。

防疫演習開催のご希望がありましたら、当所までご連絡ください。

8 病性鑑定材料の採取、送付の注意点

●病性鑑定材料を送付する前に・・・

呼吸器病や下痢症をはじめとする疾病原因の特定には、発生状況や症状の拡がり方などの疫学的な情報も重要です。

依頼書には次の情報を記載し、**新鮮な**検査材料と併せて**冷蔵で**送付してください。搬入前に事前の連絡もお願いします。

【必要な情報】

検査個体の情報： 個体識別番号、品種、性別、生年月日、初妊又は経産の別、等

発生経過：カルテの写し、血液検査データ、ワクチン接種歴、群に広がっているか、等

【材料の注意】

採材してすぐの新鮮な材料を、冷蔵で送付

全血、血清は3ml以上、集団発生の場合は複数頭の材料

検査には症状に応じた検査材料（下痢では糞便、呼吸器病では鼻汁）が必要です。次の表を参考に、採材し忘れないようご注意ください。

① 目的別

| | 搬入材料 | 採材道具 | 採材量及び頭数 | 採材方法・注意点 |
|--------|----------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 呼吸器病原因 | 鼻汁 血清 全血 | 綿棒 採血管（ﾌﾞﾚｰ） 採血管（EDTA） | ○綿棒は1頭につき3本採材（ウイルス、細菌、マイコプラズマ用）  | ○鼻鏡・鼻腔をアルコール綿花で拭き、なるべく鼻の奥から採材 ○採材後は速やかに冷蔵 ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい ○抗体検査用の後血清は約3週間後に採材 |
| 下痢原因 | 糞便 血清 全血 | 直検手袋 採血管（ﾌﾞﾚｰ） 採血管（EDTA） | ○親指大以上（量は多めに） | ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい |

EDTA 血は採血後速やかによく転倒混和し凝固を防ぐ（凝固している場合、採り直しをお願いします）

| | 搬入材料 | 採材道具 | 採材量及び頭数 | 採材方法・注意点 |
|------------------------|----------------------|-----------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 流産原因 | 胎子 胎盤 母牛 血清 | | ○胎子は必ず採材 ○胎盤もなるべく採材 | |
| 疾病原因 (病理組織 学的検査) | 臓器 | 10～20%ホルマリン密閉容器 | ○病変部を 3cm × 3cm × 3cm 大に切り取る (大きい場合、3cm 間隔で割を入れる) | ○採材後速やかに十分量のホルマリンに浸漬 ○搬入時はホルマリンが漏れないよう包装 |

② 疾病別

| | 搬入材料 | 採材道具 | 採材量 | 注意点 |
|--------------------|------------------|----------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 牛ウイルス性下痢 | 血清 全血 バルク乳 | 採血管 (プレーン) 採血管 (EDTA) 密閉できる清潔な容器 | ○血液は各 3 mL 以上 ○バルク乳は 10mL 以上 | ○6ヵ月齢未満の場合は、血清と併せて EDTA 血も必ず採材 |
| 牛伝染性リンパ腫 (発症疑い) | 血清 全血 | 採血管 (プレーン) 採血管 (EDTA) | ○各 1 mL 以上 | ○採材当日に搬入できない場合は塗抹標本も送付 |

③ 健康検査 (移動のための検査など)

結果判明までには 1～2 週間程度かかります

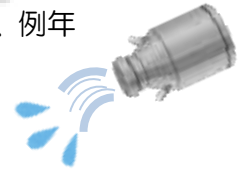
【必要な情報】

名号、性別、品種、生年月日、個体識別番号 (馬の場合は毛色、特徴)、採材年月日
採材した獣医師名、証明書の必要の有無、結果の送付先、移動の場合は移動予定日

| | 搬入材料 | 採材道具 | 注意点 |
|----------|----------|--------------------------|-----------------------------------|
| ヨーズ病 | 血清 | 採血管 (プレーン) | ○採材時の 月齢が6ヵ月以上 であることを、必ず確認 |
| ブルセラ症 | 血清 | 採血管 (プレーン) | |
| 牛伝染性リンパ腫 | 血清 全血 | 採血管 (プレーン) 採血管 (EDTA) | ○遺伝子検査の場合は EDTA 血が必要 |

9 抗菌性物質残留事例の発生状況について（令和2年度）

令和2年度、十勝管内では生乳の抗菌性物質残留事故が22件発生しており、例年よりも多く、全道の約4割近くを占めて、廃棄乳量は十勝管内だけで約251tにもなります。今一度、投薬牛の管理と確認の徹底をお願いします。



<発生原因>

不十分なマーキング 16件

マーキングは見やすくはっきりと！

治療牛の伝達不足 7件

従業員間で治療牛の情報共有を！

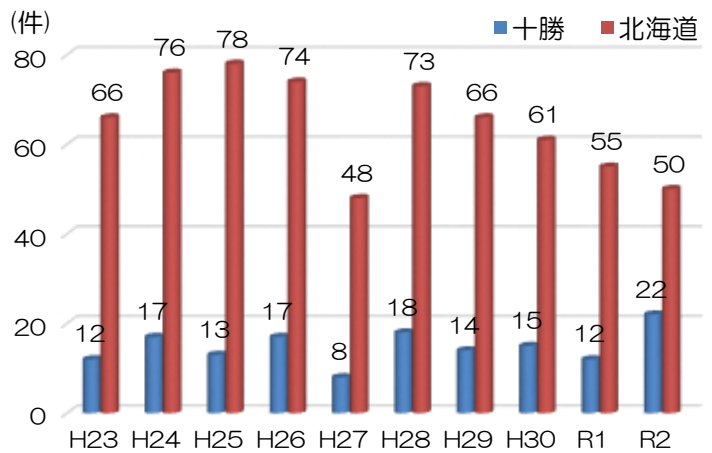
残余薬使用 4件

治療薬は獣医師の指示どおり使用！

誤投薬 3件

搾乳前の治療牛を再確認！

生乳の抗菌性物質残留事例発生件数



10 死亡牛のBSE検査実施状況

令和2年度は、東部と西部の各BSE検査室併せて3,036頭（内十勝管内2,784頭）の検査を実施し、全頭陰性を確認しています。検査頭数は昨年度と比較し、344頭（10.2%）の減少となっています。

| 検査室 | 飼養地域 | 対象別検査頭数 | | | 計 | |
|--------|------|---------|---------|----------|----|-------|
| | | 96ヵ月齢以上 | 起立不能 | | | 特定症状 |
| | | | 96ヵ月齢以上 | 48~95ヵ月齢 | | |
| 東部 | 十勝管内 | 775 | 112 | 575 | 3 | 1,465 |
| 西部 | 十勝管内 | 729 | 99 | 489 | 2 | 1,319 |
| | 十勝管外 | 114 | 16 | 120 | 2 | 252 |
| R2年度合計 | | 1,618 | 227 | 1,184 | 7 | 3,036 |
| R1年度合計 | | 1,741 | 301 | 1,324 | 14 | 3,380 |

～獣医師の皆さまへ～

次のBSE検査対象牛を再度確認の上、BSE検査対象の死亡牛を検案した場合は、家畜保健衛生所に遅滞なく速やかに届け出をお願いします。

お願いします



BSE検査対象牛

- ① 96ヵ月齢以上の死亡牛
- ② 48ヵ月齢以上の起立不能であった死亡牛（生前に歩行困難、起立不能、神経症状を主徴とする疾病）
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状（特定症状）のあった死亡牛

1 1 着任挨拶

・指導課長 神間 清恵（じんま きよえ）

4月に、霧と夕焼けの釧路から晴天の十勝へ異動してきました神間清恵（じんま きよえ）と申します。十勝はさすがに畜産地帯で、一つ一つの業務が大きく、把握するのに四苦八苦しておりますが、早いうちに地域の皆様のお役に立てるよう頑張ります。

・予防課長 羽生 英樹（はにゅう ひでき）

予防課長となりました、羽生英樹と申します。学生時代を帯広市で、卒業後3年間を鹿追町で過ごし、縁のある土地へ戻ってきた感があります。伝染性疾病の予防、飼養衛生の向上とのバランスをとりながら、十勝の畜産業の発展に寄与したいと考えております。今後ともよろしくお願ひします。

・主査（薬事安全） 谷口 有紀子（たにぐち ゆきこ）

網走家保から参りました谷口有紀子と申します。十勝は二度目で平成27～令和元年度に予防課と病性鑑定課に所属し、当時皆様には大変お世話になりました。以前培った経験を活かしながら、十勝の家畜衛生の推進に尽力していく所存ですので、今後ともよろしくお願ひします。

・獣医師 内山 友乃（うちやま ゆうの）

4月より十勝家畜保健衛生所に勤務することとなりました、内山友乃と申します。前職は飼料会社で研究員として働いておりました。不慣れなことも多いですが、業務に慣れて皆様のお役に立てるよう努力したいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 2 令和3年度 十勝家畜保健衛生所 組織体制

★ 所長 奥村利盛

★ 次長 依田 剛

東部 BSE 検査室 室長 大山 和幸

西部 BSE 検査室 室長 石山 敏郎
専門員 後藤 潤

指導課 指導課長 神間 清恵
主査（薬事安全） 谷口 有紀子
専門員 川内 京子
臨時獣医師 山本 安則

予防課 予防課長 羽生 英樹
主査（危機管理） 川嶋 千晶
専門員 吉田 聡子
専門員 上垣 華穂
専門員 廣川 友弥
獣医師 大西 賢治
獣医師 中村 あすみ
獣医師 松澤 滋
獣医師 長谷川 大輔
獣医師 内山 友乃

病性鑑定課 病性鑑定課長 伊藤 満
主査（病鑑） 吉田 美葉
指導専門員 藪内 雪香
専門員 加藤 千絵子
専門員 風間 知里
獣医師 山本 彩乃
獣医師 小柳 優奈
専門員 田子 穰

連絡先

北海道十勝家畜保健衛生所

〒089-1182 帯広市川西町基線 59 番地 6

TEL : 0155-59-2021

FAX : 0155-59-2571

【夜間・休日】 TEL : 0155-26-9005

(十勝総合振興局)

東部 BSE 検査室

〒089-1372

中札内村元札内東 2 線 51 番地 4

TEL : 0155-63-6338

FAX : 0155-63-6339

西部 BSE 検査室

〒081-0035

新得町字上佐幌西 3 線 4 9

TEL : 0156-64-0050

FAX : 0156-64-0051

